

平成30年 6 月22日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

総務文教常任委員会委員長 小川 純文

総務文教常任委員会報告書

平成30年 6 月 7 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第 1 項の規定により報告します。

記

1 委員会開催日

平成30年 6 月 8 日（1 日間）

2 審査事件

陳情第 3 号 「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は、2018年度の概算要求で、中央教育審議会の働き方改革特別部会の緊急提言を受け、学校現場の働き方改革に係る予算要求として、9年間の教職員定数改善3,413人増の要求を行いました。この要求は実現されず、加配定数1,210人、2017年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数385人、計1,595人の定数増となり、その内、小学校3年生から6年生の授業増への対応として要求した2,200人についても1,000人とどまりました。また、財務省・財政制度等審議会も、2017年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても、教育委員会等の調査の厳選・削減等を挙げ、自治体の自助努力で進めるべきとの態度をとっています。

しかし、教職員の7割から8割が時間外労働過労死ライン80時間を超えている中、教職員の多忙・超過勤務実態解消は喫緊の課題です。そのためには、

中央教育審議会働き方改革特別部会の緊急提言などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直し、所定勤務時間に収まるよう授業時数・業務総量を削減するとともに、そのために必要な義務標準法改正を伴う「第8次教職員定数改善計画」の策定による教職員定数改善、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、各自治体から多くの声を国に挙げていくことが必要です。

また、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費や旅費、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費の私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の見直し、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者等が限定されていることから、未だに教育ローンともいえる有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子供の「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子供の人権が保障されない状況となっています。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の早期実現、教職員定数改善などを図るとともに、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図る必要があります。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。